

たつの市条例第 号

たつの市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の一部を改正する条例

たつの市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（令和6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市の責務及び市民の役割」を「市及び市民の責務」に改める。

第4条の見出し中「役割」を「責務」に改め、同条中「ものとする」を「とともに、次に掲げる誹謗中傷等の加害行為を行ってはならない」に改め、同条に次の各号を加える。

（1） 特定の個人又は団体に対し、次に掲げる脅迫、名誉毀損その他の尊厳を著しく傷付ける情報を発信し、又は拡散する行為。

ア 人格を否定し、又は侮辱する表現を用いて、他人を攻撃する情報

イ 身体的特徴、疾病、容姿等を揶揄する情報

ウ 根拠のない決めつけ又は虚偽の事実に基づき、他人の不備又は過誤を指摘して、インターネット利用者による攻撃を煽動する情報

エ 執拗につきまとうこと、又は発信を繰り返すことにより平穏を害する威圧的な情報

オ 事実を摘示し、又は虚偽の事実を用いて、社会的評価を低下させる情報

（2） 部落差別をはじめ、特定の人種、民族、国籍、地域、家柄、性別、性的指向、性自認、疾病、障害、職業、宗教、信仰等への差別又はヘイトスピーチに当たる次に掲げる情報を発信し、又は拡散する行為。

ア 同和地区等の識別情報。ただし、学術又は研究を目的とする情報を除く。

イ 差別意識を助長し、又は誘発する差別用語を含む情報

ウ 特定の人々を人以外のものに例えて辱める情報

エ 特定の人々を犯罪者集団であると断定し、社会からの排除を煽動する情報

オ 特定の人々の差別に繋がる情報を調査し、若しくは公開し、又はその人々の属性を根拠なく断定する情報

（3） プライバシー権、肖像権等を侵害し、又はこれを助長し、若しくは誘発する次に掲げる情報を発信し、又は拡散する行為。

ア 本人が公表されることを望んでいない私生活上の事実若しくは事実らしく受け取られる可能性のある情報及び一般にまだ知られていない情報

イ 他人の顔写真を本人の許可なく用いた情報

（4） 前各号に掲げるもののほかその他人権侵害に関わる行為

第7条中「ため、」の右に「各種団体と連携して」を加え、同条を第8条とする。

第6条第2号中「、専門的知識を有する機関の紹介並びに相談をする者が安心して相談しやすい環境づくり等を行う相談支援体制の整備」を削り、同号に次のように加える。

ア 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）の規定に基づく侵害情報送信防止措置又はインターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例（令和7年兵庫県条例第44号）の規定に基づく削除措置の手続に関する支援

イ 専門的知識を有する機関の紹介及び相談をする者が安心して相談しやすい環境づくり等を行う相談支援体制の整備

第6条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 人権侵害の助長及び拡散を防止するため、インターネット上における誹謗中傷等の人権侵害とみなされる書き込み等を監視する、インターネットモニタリングの実施

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（行為者への指導又は勧告）

第5条 市長は、前条の規定に違反した者に対して、前条各号に掲げる行為を行わないよう指導し、又は勧告することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。